

電力等価格高騰緊急支援給付金のご案内

● 支給額

1世帯あたり10万円 + ^{加算} 子ども1人あたり5万円

※本給付金は差押さえ等の対象となりません。

● 住民税均等割のみ課税とは



「均等割」が課税されていて「所得割」が0の者

● 支給対象

○ 住民税均等割のみ課税世帯 (10万円/1世帯)

- ・基準日(令和5年12月1日)において雲仙市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税である世帯
 - ・令和5年度の「住民税均等割のみ課税者」と「住民税非課税者」で構成されている世帯
- ※ただし、以下に該当する世帯を除きます。
世帯全員が住民税が課されている者の扶養親族である世帯(裏面参照)

○ 子ども加算 (5万円/1人)

- ・基準日(令和5年12月1日)において雲仙市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税、または均等割のみ課税世帯
 - ・18歳以下の子どものいる世帯(平成17年4月2日生まれ以降の子ども)
- ※令和5年12月2日以降令和6年4月1日までの間に生まれた子どもも対象(要申請)
※同一世帯ではないが、扶養している(生計を同一にしている)子どもがいる世帯も対象(要申請)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。



下記の事例に該当する場合は、**支給対象外**です

【例】住民税が課されている他の親族等B（親・子・配属者など）の扶養を受けている者Aだけで構成される世帯



● 手続き方法

○ 住民税均等割のみ課税世帯・子ども加算

①対象と思われる世帯

返送期限:令和6年7月1日(月)

- ・雲仙市から支給内容や確認事項が記載された確認書を送付します。
- ・確認書に必要事項を記入して、**雲仙市に返信してください。**
- ※雲仙市外に扶養している18歳以下の子どもがいる世帯は申請書の提出が必要です。



②令和5年度住民税が均等割のみ課税世帯であるが本市で課税状況が確認できない方を含む世帯

申請期限:令和6年7月1日(月)

- ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 【申請書配布先】福祉事務所、本庁総合窓口課、各総合支所地域振興課



○ 住民税非課税世帯子ども加算

①対象と思われる世帯

各届出提出期限:令和6年3月22日(金)

- ・雲仙市から振込通知書を送付します。
- ・振込先の変更・辞退を希望する者は同封の各届出を市役所総合窓口課又は各総合支所地域振興課にご提出ください。
- ※**受給に関するお手続きは不要**です。
- ※雲仙市外に扶養している18歳以下の子どもがいる世帯は申請書の提出が必要です。

ご不明な点は下欄に記載のコールセンターに連絡してください。

お問い合わせ

雲仙市給付金コールセンター

0957-37-3232

受付時間 8:30~17:00
(土日祝を除く。)

雲仙市役所健康福祉部(福祉事務所)

0957-36-2500

受付時間 8:30~17:00
(土日祝を除く。)